

# 「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」に基づくリスク評価のステップ

1. 輸出国から輸入解禁等について我が国動物検疫当局に要請

2. 動物検疫当局は質問票を作成し要請国に送付

3. 要請国は全ての質問に回答し必要な情報を動物検疫当局へ送付する。動物検疫当局は回答を精査し必要に応じて追加質問票を作成し送付する（ステップ2と3は案件により数回繰り返す）

4. 動物検疫当局は要請国による全ての回答がそろったことを確認

5. 動物検疫当局はすべての回答を受け、要請国に対し受付の通知を行う

要請国

日本

6. 現地調査の実施

7. 動物検疫当局（リスク評価チーム）はリスク評価報告書原案を作成  
8. 動物検疫当局は家畜衛生部会に諮問  
9. 家畜衛生部会はリスク評価結果を答申

10. 動物検疫当局はリスク評価の結果について要請国に通知

11. 家畜衛生条件について協議

12. 動物検疫当局は家畜衛生条件の締結について要請国に通知